

証券コード 7034
2023年1月6日

株 主 各 位

東京都港区芝公園一丁目1番1号
株式会社プロレド・パートナーズ
代表取締役 佐 谷 進

招集ご通知

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ2023年1月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただくか、電磁的方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2023年1月26日（木曜日）午前11時
[受付開始 午前10時30分予定] |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル別館 2階「ローズ」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第15期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項
第1号議案 | 資本金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.prored-p.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ・事業報告の「新株予約権等の状況」
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・連結計算書類の「連結注記表」

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

・計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集ご通知に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。

【新型コロナウイルス感染防止への対応】

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、可能な限りご郵送または電磁的方法（インターネット等）による議決権の事前行使をお願い申し上げます。また、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認いただき、必ずマスクを着用のうえ、ご来場ください。マスクを着用されていない場合や、密接を避けるため、定員に達した場合は、株主総会へのご出席をお断りする場合がございますことをご了承ください。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、受付におきまして、検温の実施にご協力をお願い申し上げます。なお、当該のお願いにご協力いただけない場合及び、検温の結果体温が37.1度以上ある方につきましては、会場へのご入場をお断りさせていただくことをご了承ください。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、当社役員及び運営スタッフはマスク着用で対応いたしますので、あらかじめご了承ください。その他にも感染予防の措置を講じる場合がございますので、ご理解並びににご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.prored-p.com/>）においてお知らせいたします。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

2. ID・パスワード入力による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 行使期限は2023年1月25日（水曜日）午後6時までであり、同時刻までにご入力を終える

必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- (3) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)

(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使のご案内

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、（株）東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用頂くことができます。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残るものの、ワクチン接種等の対策が推進され、行動制限の緩和等が進んだことにより、徐々に回復基調となっております。一方、原材料価格の高騰等の約40年ぶりとなるインフレ水準にあること、ウクライナ及びロシアの情勢による経済活動への影響懸念、米国の金利上昇による急激な円安進行等、経済環境の先行きは不透明な状況が続くことが予想されています。このような経済状況の中、当社は、国内屈指の実績を持つ成果報酬型コストマネジメント・コンサルティングを中心としたコンサルティング事業の成長に取り組んだほか、前連結会計年度より当社独自のDXプラットフォーム「プロサイン」に対する本格的な開発投資を始めました。

まず、コンサルティング事業においては、顧客企業数を継続的に増加させ、当社が特に重視する企業規模（顧客売上高100億円以上5,000億円未満の中堅・大企業）に該当する顧客企業の割合を全体の8割程度まで上昇させるなど、当社の顧客基盤を着実に強化することができました。加えて、2020年1月に実施した報酬体系の改定が順調に進捗したこと、及び、インフレ状況下においても継続的にサービス提供を行うための、柔軟な報酬体系の導入等を実施した結果、当社コンサルティング収益の持続的な成長を実現するための事業基盤が整いつつあるといえます。

一方、足元における急激な物価上昇により、当初想定していたコスト削減の実現が困難となっていること、及び、2020年以降現在も継続する、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受けた顧客業種からの当社売上高が当初想定よりも下回って推移していることから、厳しい事業環境が続いております。

当社としては、当社が強みを持つ成果報酬型コストマネジメントに対する潜在需要は依然大きく、当社の市場ポジションも強固であると考えており、営業リード獲得の加速、新事業領域の拡大等の施策を実行することにより、当該事業が早期に成長軌道に回帰するよう事業運営を行ってまいります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

プロサイン事業については、当連結会計年度末である2022年10月末時点において396社の導入を完了しております。一方、急激なインフレ進行に伴い、当初想定していたプロサイン導入を契機としたコンサルティング収益が低下したことにより、当第3四半期連結会計期間において、当該事業に係るソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の帳簿価額783百万円の全額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,718百万円（前期比25.5%減）、営業損失148百万円（前期は726百万円の営業利益）、経常損失209百万円（前期は523百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失871百万円（前期は533百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。なお、当社はコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

- ② 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
当社独自のDXプラットフォーム「プロサイン」に対する開発投資資金を用途として、金融機関からの長期借入金により612百万円を調達しました。
また、運転資金として、金融機関より100百万円を調達しましたが、この内10百万円を当連結会計年度において返済しております。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第12期 (2019年10月期)	第13期 (2020年10月期)	第14期 (2021年10月期)	第15期 (当連結会計年度) (2022年10月期)
売上高(百万円)	-	-	3,649	2,718
経常利益又は損失(百万円)	-	-	523	△209
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 損失(百万円)	-	-	533	△871
1株当たり当期純利益 又は損失(円)	-	-	48.13	△79.78
総資産(百万円)	-	7,522	8,892	9,322
純資産(百万円)	-	6,266	7,860	7,519
1株当たり純資産(円)	-	561.06	719.86	688.66

(注) 第13期より連結計算書類を作成しておりますので、第12期(2019年10月期)以前の状況は記載しておりません。また、第13期は連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書は作成しておりません。

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第12期 (2019年10月期)	第13期 (2020年10月期)	第14期 (2021年10月期)	第15期 (当事業年度) (2022年10月期)
売上高(百万円)	2,641	3,270	3,342	2,316
経常利益(百万円)	1,046	1,189	696	0
当期純利益又は損失(百万円)	682	869	525	△849
1株当たり当期純利益 又は損失(円)	66.33	79.69	47.41	△77.76
総資産(百万円)	4,718	7,506	7,009	6,568
純資産(百万円)	3,670	6,308	6,073	5,224
1株当たり純資産(円)	353.28	564.82	556.18	478.43

(注) 2019年6月12日付及び2020年1月11日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
第12期(2019年10月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社知識経営研究所	20,000千円	100%	コンサルティング及び受託調査

(4) 対処すべき課題

- ① 市場対応力の強化
当社は、クライアントのあらゆる経営課題の解決に確約することを目的に、成果をクライアントと共有する成果報酬型コンサルティングのサービス拡充を図ってまいります。また、既に提供しているコンサルティングサービスにおいては、プロジェクト期間の短縮及びクオリティの向上を進め、クライアントへの満足度向上からリピート率（クロスセル）の向上へとつなげてまいります。
- ② 優秀な人材の採用と育成
当社事業の中核である経営コンサルティングサービスの策定とその実行支援を行うためには、高い能力を有する人材が必要になります。そのため、今後持続的な成長及び発展をしていくためには、常にメンバーの能力を高めるといった質的向上と、高い能力を有する人材を獲得するという量的拡大の両方の施策が必要であります。質的向上については、充実した研修プログラムやコンテストを設けてビジネススキルの向上を図るとともに、多様性を重んじて個人の成長を最大限に引き出しております。量的拡大については、リクルーティングの方法として、多様なリクルーティングチャンネル及びリファラルを活用していく方針であります。また、社内環境は、メンバーへのストック・オプション制度の実施、ロイヤリティを求めない多様な価値観を認め合える社風、安心して働きやすい環境・待遇の整備に努めてまいります。
- ③ 大企業への営業力
当社にはコンサルティングサービスを通じて、これまで積み重ねてきた実績とパートナー陣の幅広い人的ネットワークがあり、プロジェクトの受注においても奏効しております。今後は企業として組織的に営業活動を行うべく、会社としての実績を着実に一つ一つ積み重ね、ブランディングを踏まえた広報活動を通して、企業としての信用を向上させることが必要と考えて

おります。B to Bビジネスに必要な認知度向上のために随時セミナーや出版を行い、マスコミとも良好な関係を構築することで、当社の知名度の向上を図っていく方針であります。

④ 最先端テクノロジーへの対応

当社は、Business Spend Management領域におけるSaaS（ソフトウェア・アズ・ア・サービス）であるプロサインを開発しております。プロサインは、企業の間接材購買の最適化、効率化を実現するプラットフォームであり、コスト見える化分析から見積もり取得、購買・請求・支払いまでの一連の購買プロセスを一気通貫でサポートするものです。課金社数の拡大やその後の継続率の維持のためには、顧客満足度を高める様々な先進的な機能を提供する必要があります。特に、AIを用いたデータ解析や請求書の読み取り等において、社内エンジニアを中心にこれらのテクノロジーへの対応に関して最善を尽くしてまいります。

⑤ ストレス耐性を意識したビジネスモデルの構築と深化

原材料価格の高騰等の世界的なインフレ水準、ウクライナ情勢、米国の金利上昇による急激な円安進行等、先行きが不透明な状況が続く経済環境において、当社では様々な経済的ストレスに柔軟に対処可能な、新たなビジネスモデルの構築や既存ビジネスの深化に取り組むことが必要であると認識しています。

⑥ コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制

当社が継続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンスの更なる強化と内部管理体制の強化が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、監査役会の設置や内部監査の実施及び内部統制システムの整備によりその強化を図っております。また、内部管理体制については、管理部門の増員を実施しておりますが、適時開示の重要性が高まる中、適時開示の専任者の採用を図るなど、一層の体制強化が必要であると認識しております。

(5) **主要な事業内容**（2022年10月31日現在）

- ①コストマネジメント/経営コンサルティング
- ②公的機関向けの経営コンサルティング
- ③Business Spend Management/”Pro-Sign”の提供

(6) 主要な営業所 (2022年10月31日現在)

① 当社

本 社	東京都港区
-----	-------

② 子会社

株式会社知識経営研究所	本社 (東京都港区)
-------------	------------

(7) 使用人の状況 (2022年10月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
258 (5) 名	20名増 (△39名減)

(注) 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
217 (1) 名	13名増 (41名減)	32.5歳	2.4年

(注) 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年10月31日現在)

借入先	借入残高(百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	306
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	306
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	90

(注) 借入総額727百万円の10%以上の借入先を記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年10月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,195,600株
- (3) 株主数 3,731名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社SHINKインベストメント	4,800千株	43.9%
株式会社カプセルコーポレーション	720	6.5
佐谷進	583	5.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	460	4.2
山本卓司	355	3.2
auカブコム証券株式会社	215	1.9
西村裕二	177	1.6
SBI Ventures Two 株式会社	165	1.5
株式会社SBI証券	117	1.0
加畑雅之	93	0.8

(注) 持株比率は、自己株式(276,106株)を控除して計算しております。

- (5) **その他株式に関する重要な事項**
該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年10月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	佐谷進	
専務取締役	山本卓司	
取締役	若杉忠弘	学校法人グロービス経営大学院 教授 株式会社グロービス ファカルティ・ディレクター
取締役	柳沢和正	合同会社ロゴス・パートナーズ 代表社員
常勤監査役	細田和典	
監査役	渡辺喜宏	地山株式会社 代表取締役
監査役	押味由佳子	柴田・鈴木・中田法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役 若杉忠弘氏及び取締役 柳沢和正氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 細田和典氏、監査役 渡辺喜宏氏及び監査役 押味由佳子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 渡辺喜宏氏は、金融機関の出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役及び監査役のスキル一覧表「スキルマトリクス」は次のとおりになります。なお、記載の内容は各役員に期待する知識・経験・能力であり、役員の有する全ての知見を表すものではありません。

	役職	企業経営	コンサルティング	営業 マーケティング	投資 M & A
佐谷進	代表取締役	●	●	●	●
山本卓司	専務取締役	●	●	●	
若杉忠弘	社外取締役	●	●		
柳沢和正	社外取締役	●	●	●	●
細田和典	社外監査役(常勤)	●	●	●	
渡辺喜宏	社外監査役	●		●	●
押味由佳子	社外監査役				

	役 職	D X / I T	人 事 務	財 務 計 画	法 務 監 査
佐 谷 進	代 表 取 締 役				
山 本 卓 司	専 務 取 締 役	●	●		
若 杉 忠 弘	社 外 取 締 役		●		
柳 沢 和 正	社 外 取 締 役				
細 田 和 典	社 外 監 査 役 (常 勤)		●		●
渡 辺 喜 宏	社 外 監 査 役			●	●
押 味 由 佳 子	社 外 監 査 役				●

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社及びすべての子会社のすべての取締役及び監査役

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担します。

(4) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
柴田英治	2022年6月30日	一身上の都合による辞任	取締役兼CFO
遠藤昌矢	2022年1月25日	任期満了	取締役
安藤一郎	2022年1月25日	任期満了	社外取締役
大毅	2022年1月25日	任期満了	社外監査役

(5) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年2月25日の臨時取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼に、他社水準、当社業績、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。当社の取締役の報酬額は、2016年10月21日開催の臨時株主総会決議に基づき、年額120百万円以内の範囲内で決定する。

2. 報酬の種類及び基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、「固定報酬」とする。「固定報酬」は、役位、職責、に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定し、年額を12等分し、毎月支払う。なお、業績連動報酬等、非金銭報酬等については採用しない。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。代表取締役

は、当社の業績等を踏まえ、各取締役の職責等に鑑み各取締役の基本報酬を決定するものとする。取締役会は、代表取締役への委任にあたって当該権限が適切に行使されるよう、慎重に審議を行う。

②取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役佐谷進に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

③当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3)	66百万円 (8)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	17 (17)
合 計 (うち社外役員)	11 (7)	83 (25)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年10月21日開催の臨時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2016年10月21日開催の臨時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 支給人数には当事業年度中に退任した取締役3名(うち社外取締役1名)及び監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 若杉忠弘氏は、学校法人グロービス経営大学院 教授及び株式会社グロービス ファカルティ・ディレクターであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 柳沢和正氏は、合同会社ロゴス・パートナーズ 代表社員であります。当社と兼職先との間には取引関係がありますが、一般株主との利益相反となるような特別の関係はあり

ません。

- ・監査役 渡辺喜宏氏は、地山株式会社 代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 押味由佳子氏は、柴田・鈴木・中田法律事務所 パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 若 杉 忠 弘	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。取締役会では、主に経営コンサルタント及びビジネス教育に携わる者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 柳 沢 和 正	2022年1月25日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。取締役会では、経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に必要発言を行っております。
監査役 細 田 和 典	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会15回の全てに出席いたしました。取締役会では主に経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。また、監査役会では、経営全般への運営体制に対し、適宜、必要発言を行っております。
監査役 渡 辺 喜 宏	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会15回の全てに出席いたしました。取締役会では、主に財務・会計等に関し、専門知識と豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。また、監査役会では、主に当社のコンプライアンス体制等に対し、適宜、必要発言を行っております。
監査役 押 味 由 佳 子	2022年1月25日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回、及び監査役会10回の全てに出席いたしました。取締役会では、主に弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験を有するほか、複数の事業会社における監査役としての経験と知見に基づき、当社監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,536,104	流動負債	1,012,058
現金及び預金	4,729,774	買掛金	36,800
売掛金及び契約資産	509,080	1年内償還予定の社債	80,000
仕掛品	571	1年内返済予定の長期借入金	45,600
貯蔵品	460	未払金	226,622
その他	296,216	未払費用	230,953
固定資産	3,786,594	未払消費税等	87,024
有形固定資産	70,211	未払法人税等	66,696
建物附属設備	78,010	賞与引当金	13,040
減価償却累計額	△18,642	その他	225,320
工具、器具及び備品	23,229	固定負債	790,844
減価償却累計額	△12,385	社債	80,000
無形固定資産	334,678	長期借入金	682,000
ソフトウェア	27,106	退職給付に係る負債	13,847
のれん	307,545	資産除去債務	14,996
その他	26	負債合計	1,802,903
投資その他の資産	3,381,704	(純資産の部)	
投資有価証券	3,204,654	株主資本	5,168,101
出資金	30	資本金	2,025,925
繰延税金資産	12,327	資本剰余金	2,015,925
敷金及び保証金	111,938	利益剰余金	1,889,074
その他	52,753	自己株式	△762,824
資産合計	9,322,699	非支配株主持分	2,351,694
		純資産合計	7,519,795
		負債純資産合計	9,322,699

連結損益計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,718,380
売上原価		1,358,578
売上総利益		1,359,802
販売費及び一般管理費		1,508,723
営業損失		△148,920
営業外収益		
受取利息	160	
投資事業組合運用益	182,001	
その他	16,390	198,551
営業外費用		
支払利息	1,617	
社債利息	220	
投資事業組合管理費	244,304	
支払手数料	11,139	
その他	1,354	258,636
経常損失		△209,005
経常特別損失		
固定資産除却損	2,666	
減損損	783,834	786,501
税金等調整前当期純損失		△995,506
法人税、住民税及び事業税	73,466	
法人税等調整額	38,693	112,159
当期純損失		△1,107,666
非支配株主に帰属する当期純損失		△236,475
親会社株主に帰属する当期純損失		△871,190

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,025,925	2,015,925	2,760,265	△762,779	6,039,337
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△871,190		△871,190
自己株式の取得				△45	△45
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					-
当期変動額合計	-	-	△871,190	△45	△871,235
当期末残高	2,025,925	2,015,925	1,889,074	△762,824	5,168,101

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	1,821,160	7,860,497
当期変動額		
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△871,190
自己株式の取得		△45
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	530,534	530,534
当期変動額合計	530,534	△340,701
当期末残高	2,351,694	7,519,795

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,880,160	流 動 負 債	566,957
現金及び預金	4,089,178	買掛金	32,485
売掛金及び契約資産	412,586	1年内償還予定の社債	80,000
仕掛品	571	1年内返済予定の長期借入金	45,600
貯蔵品	404	未払金	137,125
未収消費税等	80,525	未払費用	218,154
未収還付法人税等	66,574	未払法人税等	18,138
短期貸付金	100,000	その他	35,454
その他	130,319		
固 定 資 産	1,687,974	固 定 負 債	776,996
有 形 固 定 資 産	65,955	社債	80,000
建物附属設備	76,574	長期借入金	682,000
減価償却累計額	△18,570	資産除去債務	14,996
工具、器具及び備品	19,123	負 債 合 計	1,343,954
減価償却累計額	△11,171		
無 形 固 定 資 産	25,560	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	25,560	株 主 資 本	5,224,180
投 資 そ の 他 の 資 産	1,596,459	資本金	2,025,925
投資有価証券	298,507	資本剰余金	2,015,925
関係会社株式	651,963	資本準備金	2,015,925
その他の関係会社有価証券	534,084	利 益 剰 余 金	1,945,154
出資金	30	その他利益剰余金	1,945,154
長期前払費用	5	繰越利益剰余金	1,945,154
敷金及び保証金	111,868	自 己 株 式	△762,824
資 産 合 計	6,568,135	純 資 産 合 計	5,224,180
		負 債 純 資 産 合 計	6,568,135

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,316,237
売上原価		1,053,015
売上総利益		1,263,221
販売費及び一般管理費		1,387,111
営業損失		△123,890
営業外収益		
受取利息	945	
投資事業組合運用益	182,001	
その他	15,749	198,696
営業外費用		
支払利息	1,837	
投資事業組合運用損	60,372	
支払手数料	11,139	
その他	1,354	74,704
経常利益		101
特別損失		
固定資産除却損	2,666	
減損損失	783,834	786,501
税引前当期純損失		△786,399
法人税、住民税及び事業税	23,955	
法人税等調整額	38,693	62,649
当期純損失		△849,048

株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,025,925	2,015,925	2,015,925	2,794,203	2,794,203	△762,779	6,073,274
当期変動額							
当期純損失				△849,048	△849,048		△849,048
自己株式の取得						△45	△45
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	△849,048	△849,048	△45	△849,094
当期末残高	2,025,925	2,015,925	2,015,925	1,945,154	1,945,154	△762,824	5,224,180

	純資産合計
当期首残高	6,073,274
当期変動額	
当期純損失	△849,048
自己株式の取得	△45
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-
当期変動額合計	△849,094
当期末残高	5,224,180

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月22日

株式会社プロレド・パートナーズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	吉 田 英 志
業 務 執 行 社 員		
指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	善 方 正 義
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プロレド・パートナーズの2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロレド・パートナーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月22日

株式会社プロレド・パートナーズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田英志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 善方正義
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロレド・パートナーズの2021年11月1日から2022年10月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月23日

株式会社プロレド・パートナーズ 監査役会
常勤監査役(社外監査役) 細 田 和 典 ㊟
社外監査役 渡 辺 喜 宏 ㊟
社外監査役 押 味 由 佳 子 ㊟

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会参考書類

第1号議案 資本金の額の減少の件

今後の当社における資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

なお、本議案は払戻を行わない無償減資であり、発行済株式総数及び当社の純資産額に変更はなく、資本金の額のみを減少するものであるため、株主の皆さまのご所有株式数や1株当たりの純資産額に影響を与えるものではございません。

(1) 減少する資本金の額

資本金の額2,025,925,500円のうち2,015,925,500円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2023年2月28日（予定）

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役を増員することとし、新たに社外取締役1名の選任をお願いするものであります。現在の取締役の員数は4名であります。

取締役候補者は次のとおりであります。

ふるかわ 古川	のりあつ 徳厚	(1981年5月1日生)	所有する当社の株式数…………… 0株 在任年数…………… - 取締役会出席状況…………… -
-------------------	-------------------	--------------	--

新任	【略歴、当社における地位及び担当】			
社外	2007年4月	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン 入社	2019年6月	株式会社Eストアー 社外取締役
独立	2010年7月	アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合（現株式会社アドバンテッジパートナーズ） 入社	2019年10月	株式会社ひらまつ 社外取締役
	2014年12月	株式会社ピクセラ 社外取締役	2020年3月	アークランドサービスホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
	2016年10月	株式会社エムピーキッチン 社外取締役	2020年3月	日本パワーファスニング株式会社 社外取締役（現任）
	2016年10月	J-FOODS HONG KONG LIMITED DIRECTOR	2020年6月	アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 取締役/パートナー
	2018年1月	アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 出向 取締役	2022年9月	グロースパートナーズ株式会社 代表取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

グロースパートナーズ株式会社 代表取締役

【選任理由】

古川徳厚氏を社外取締役候補者とした理由は、経営コンサルタントとしての豊富な経験、複数の上場会社へ投資を行うファンドの運営実績、及び、複数の会社の社外役員を務めてきた経歴を有しており、今後当社が成長していくにあたり、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくことが期待できるものと考えたためであります。

- (注) 1. 同氏の選任が承認された場合、任期は本総会終結の時から2023年10月期に係る定時株主総会の終結の時までとなります。
2. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 同氏は社外取締役候補者であります。
4. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、上記責任限定契約も継続する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。同氏の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、新たに太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本議案は、監査役会の決定に基づき提出するものです。

監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人として必要とされる専門能力、独立性、職業倫理、品質管理体制、監査報酬の水準等について総合的に勘案した結果、会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地及び沿革等は、次のとおりであります。

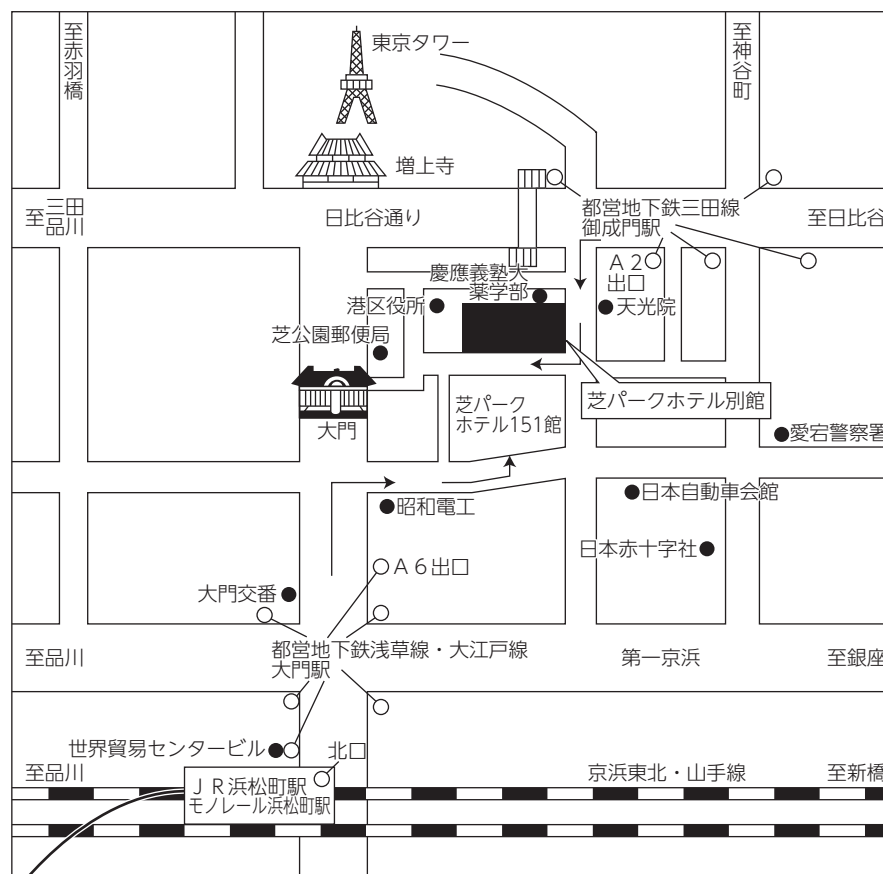
(2022年9月30日現在)

名称	太陽有限責任監査法人		
主たる事業所の所在地	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー22階		
沿革	1971年 9月 太陽監査法人設立 1994年10月 グラントソントン インターナショナル加盟 2006年 1月 ASG監査法人と合併し太陽ASG監査法人となる 2008年 7月 有限責任組織形態に移行し、太陽ASG有限責任監査法人となる 2012年 7月 永昌監査法人と合併 2013年10月 霞が関監査法人と合併 2014年10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 2018年 7月 優成監査法人と合併		
概要	構成人員	代表社員・社員	89名
		特定社員	4名
		公認会計士	298名
		公認会計士試験合格者等	234名
		その他専門職	185名
		事務職員	95名
		契約職員	204名
		合計	1,109名
	被監査会社数		1,078社

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル別館 2階「ローズ」



- 【交通】
- 都営地下鉄三田線・御成門駅（A 2 出口） 徒歩約 5 分
 - 都営地下鉄浅草線・大門駅（A 6 出口） 徒歩約 6 分
 - 都営地下鉄大江戸線・大門駅（A 6 出口） 徒歩約 6 分
 - J R 京浜東北・山手線・浜松町駅（北口） 徒歩約 11 分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。